

○枚方市社会教育委員設置条例

昭和26年2月28日

条例第194号

第1条 本市に社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条に基づく社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

第2条 委員の定数は15人以内とする。

(昭38条例21・一部改正)

第3条 委員の任期は2カ年以内とする。但し、重任を妨げない。

2 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭34条例34・一部改正)

第4条 委員の運営その他必要な事項に関しては、委員相互の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和34年12月25日条例第34号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和38年7月27日条例第21号〕

この条例は、公布の日から施行する。